

山口県立きらら浜自然観察公園管理業務仕様書

この業務仕様書は、指定管理者が行う山口県立きらら浜自然観察公園（以下「自然観察公園」という。）の管理業務の内容及びその水準等を示すものであり、指定管理者は管理業務の実施に当たっては本仕様書によって誠実に業務を行うものとする。

1 施設の概要

(1) 概要

① 名称

山口県立きらら浜自然観察公園

② 所在地

山口市阿知須きらら浜字遠石 10509-53

③ 設置目的

ア 「きらら浜」に生育・生息する野鳥を中心とする多様な生態系の保全

イ 自然環境学習の拠点施設として活用し、「自然と人との共生」の在り方を学ぶなど、広く県民の自然環境の保全・創造に向けた活動の展開

ウ 誰もが自然の中で身近に自然を観察し、ふれあい親しむことのできる施設として活用

④ 施設の内容（別表1 公有財産一覧、参考資料1 自然観察公園図面のとおり）

ア 敷地面積 300,000 m² (30ha)

イ 自然環境施設

淡水池(3ha)・ヨシ原(6ha)・干潟(8ha)・汽水池(4ha)・樹林地(2ha)、
淡水ビオトープ(370 m²)・トンボ池(230 m²)・汽水性植物池(900 m²)

ウ ビジターセンター（鉄筋コンクリート造り平屋建て、延床面積 800 m²）

(ア) 観察ホール

フィールドスコープ(30台)を設置し、野鳥を中心とした園内観察を実施

(イ) レクチャーホール

視聴覚機器を備え、映像や音響を使って理科学習、自然環境学習に活用

(ウ) 展示ホール

パソコンによる生き物図鑑、干潟・ヨシ原のジオラマ、観察、カメラからのリアル映像、きらら浜の生き物等の展示等、公園観察情報の提供

エ その他施設

(ア) 観察展望棟（鉄骨造2階建て、延床面積 107 m²）

土路石川河口とヨシ原を中心とした自然観察の場として利用

- (イ) 観察舎（木造平屋建て、延床面積 20 m²）
干潟を中心とした自然観察の場として利用
 - (ウ) 観察園路（約 2.2km）
 - (エ) 水門上屋(1)非常用（鉄骨造平屋建て、延床面積 20 m²）
 - (オ) 水門上屋(2)常用（鉄骨造平屋建て、延床面積 20 m²）
 - (カ) 屋外便所（木造平屋建て、延床面積 72 m²）
 - (キ) 東屋 1 箇所
 - (ク) 駐車場（大型車 4 台、普通車 130 台の駐車が可能）
- ⑤ 施設の主要な機能
- ア 生き物の生息環境の保全機能
 - ・・・淡水池、ヨシ原、干潟、汽水池、樹林地の 5 つのフィールド
 - イ 自然観察や自然環境学習の拠点機能
 - ・・・レンジャー、観察機器を備えたビジターセンター
 - ウ 自然体験機能
 - ・・・自然体験・ボランティアの活動の場
 - エ 情報発信機能
 - ・・・公園だより、インターネットによる野生動植物情報の発信
 - オ 調査研究機能
 - ・・・野生動植物に関する調査研究の場
 - カ 交流機能
 - ・・・野生動植物にだれでも身近にふれあい親しむことができる場
 - キ 地域への還元機能
 - ・・・地域のイメージアップと交流人口の増大

2 管理業務の基準

- (1) 管理に関する基本的考え方
- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、山口県立自然観察公園条例（平成 13 年山口県条例第 5 号。以下「条例」という。）、山口県立自然観察公園規則（平成 13 年山口県規則第 89 号）等関係法令の内容を十分に理解し、自然観察公園の基本理念が十分に達成されるよう適切な管理運営を行うこと。
 - ② 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適正な管理運営に努めること。
 - ③ 効率的な運営に努め、管理に係る経費の縮減に努めること。
 - ④ 利用者が常に安全にかつ安心して施設の利用を図ることができるよう、適切な維持管理を行うこと。
 - ⑤ 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の

対策について、適切な措置を講ずること。

- ⑥ 窓口、電話等における利用者等の応接に当たっては、親切・丁寧な対応を行うこと。

(2) 自然観察指導の実施に関する業務の基準

指定管理者は施設の内外で、野生動植物に関する資料の収集及び展示、野生動植物の観察の指導、ふれあいの機会の提供及び自然保護についての普及啓発に関する以下の業務を実施すること。

- ① 来園者に野鳥観察等の自然解説指導を行うこと。
- ② 自然環境学習プログラムを作成し、実施すること。
- ③ 展示のための教材、資料を作成すること。
- ④ 一般県民を対象に観察会、展示会等を開催すること。
- ⑤ 自然観察公園だより等を編集・発行し、県民に広く情報発信すること。また、環境学習推進センターや研究機関等との交流を促進すること。
- ⑥ 野生動植物の生態系維持のためのモニタリング調査を実施し、調査資料を作成すること。
- ⑦ 県民ボランティア育成を目的とした講座等を開催し、ボランティアの養成、活動支援を行うこと。

(3) 施設及び設備の運営に関する業務の基準

① 開園日

月曜日（休日の場合は翌日）、年末年始（12月28日から1月4日）を除き、毎日開園すること。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は臨時に休園日を定めることができる。

② 開園園時間

午前9時から午後5時までとすること。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

③ 自由利用

自然観察公園施設は、利用料金の支払いを必要とするビジターセンターを除き、自由な利用に供する。ただし、公益を害するおそれがあると認められるときや管理運営上支障があると認められるときには使用を制限することがある。

④ 使用の手続

指定管理者は、ビジターセンターの入館手続について、あらかじめ知事の承認を得て定めておくこと。

貸し出しを行う備品等については、指定管理者がこれを定め、貸出台帳を作成し、品目ごとに管理すること。

⑤ 利用料金

ア 指定管理者は、ビジターセンターの使用に係る料金を、利用料金として収受するものとする。利用料金は、指定管理者の収入となるが、その用途は自然観察指導業務に要する経費に限られるので留意すること。

イ 指定管理者は、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、利用料金を定めること。また、その利用料金については、あらかじめ知事の承認を得ること。なお、その徴収の時期・方法等についてもあらかじめ定めておくこと。

ウ 指定管理者は、条例第 12 条第 3 項の規定に基づき、利用料金の減免をすることができる。減免に関する基準はおおむね参考資料 2 とし、詳細は、県と指定管理者が締結する協定で定める。

なお、減免による減収の補填は行わないので留意すること。

エ 利用料金収入については、専用の口座で管理すること。

⑥ 使用の拒否

ア 指定管理者は、公益を害するおそれがあると認められるとき、又は自然観察公園施設の管理運営上支障があると認められるときは使用を認めてはならない。

イ 指定管理者は、条例又は条例に基づく規則等に違反したとき、又は指定管理者の指示に従わないときは、使用を拒むことができる。

ウ 指定管理者は使用の拒否に関する基準を、県と協議の上、あらかじめ定めておくこと。また、拒否に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑦ 利用の案内

ア 指定管理者は、施設において利用者が円滑に利用ができるよう、利用案内に配慮すること。

イ 電話での問い合わせや施設見学等について、適切な対応を行うこと。

ウ 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を県へ報告すること。

⑧ 施設等の利用方法と注意事項の説明

施設、附属設備、備品等を利用者が安全かつ快適に利用できるよう、利用方法、注意事項の十分な指導、説明、助言を行うこと。

⑨ 野生動植物の生息環境保全業務

園内の野生動植物の生息状況・生息環境を随時把握し、保全又は改善を行うこと。

⑩ 利用促進業務

指定管理者は、施設の効用を最大限発揮するため、利用促進に努めることとし、次の事項を実施すること。

ア 啓発業務

野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民の理解を深めるた

めの、自主事業の企画及び開催を行うこと。

自主事業の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理すること。

イ 宣伝広報

指定管理者は、施設・イベントのPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成・配布等を行うこと。

(ア) ホームページの作成・更新

(イ) 施設案内パンフレットの作成・配布

(ウ) イベント情報誌等の作成・配布

(エ) パブリシティの実施

(オ) 自然観察公園の事業報告、事業概要、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

ウ 誘致活動

指定管理者は、学校、児童関連団体等へ自然観察公園を自然環境学習の場として積極的にPRし、誘致活動を進めるなど関係機関との連携を図ること。

エ 利用者の要望・苦情の把握と施設運営への反映

利用者の要望・苦情を的確に把握するためアンケート調査等を実施し、それらを施設運営に反映させること。また、第三者評価やサービス向上委員会等サービス向上のための体制整備を行うこと。

オ 利用促進に係るサービスの提供

利用促進に係る各種サービスの提供を行うこと。

サービス提供については、指定管理者の自由な発想に基づく創意工夫に委ねるので、特に基準は設定しない。ただし、新サービスの実施に当たっては法令又は条例上問題がないか確認する必要があるため、事前に山口県と協議すること。

⑪ 環境負荷の低減に係る取組

地球温暖化防止対策や、廃棄物処理対策など、環境負荷の低減に繋がる運営を実施すること。

⑫ 自動販売機等の設置

施設内に自動販売機等を設置する場合は、県の行政財産目的外使用許可を受けて設置する。この場合の使用料は県の収入となる。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は自然観察公園施設の機能と環境を良好に維持し、利用者が安全で快適に利用できるよう、施設等の清掃、点検、修繕等の日常の維持管理業務を法令等の定めに従い適切に行うこと。(別表2 維持管理業務一覧のとおり)

① 施設保守管理業務

指定管理者は、ビジターセンターを適切に運営するために、日常的に施設の点検

を行い、建築物の内部及び外部の仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を保持すること。

また、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるように適切に対処すること。

② 保守点検業務

指定管理者は、施設及び付属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

ア 施設及び付属設備の法定点検及び初期性能、機能保持のため外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるように適切に対処すること。

③ 備品管理業務

ア 指定管理者は、県の所有する備品については、山口県会計規則（昭和 39 年山口県規則第 54 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

イ 指定管理者は、山口県の所有する備品について、利用に支障を来さないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

ウ 指定管理者が、自ら購入し、所有する備品については、自ら管理規定等を作成し、県の所有する備品と区別して適切に管理すること。

④ 清掃業務

指定管理者は、施設等について、良好な衛生環境、美観の保持を心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

⑤ 保安警備業務

指定管理者は、施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

⑥ 公園、観察園路、樹木の日常的管理業務

指定管理者は、公園、観察園路が安全かつ快適に利用でき、樹木の適正な保育が行われるよう必要な日常的管理業務を実施すること。（公園及び観察園路の刈払、つる切り、病虫害防除、清掃等）

⑦ その他の業務

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、県の求めがあったときには閲覧に供すること。

⑧ 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録

を整理し、次期施設維持管理計画に反映させること。

3 指定管理料の交付等

(1) 指定管理料の額

指定期間内（5年間）における管理経費の総額は、291,135千円を上限とし、各年度の指定管理料の金額については予算の範囲内で協定により毎年度決定する。

(2) 指定管理者の利益に関する取扱い

指定管理者の収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組み（以下「経営努力」という。）により生じた利益は、指定管理者の利益とするが、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、あまりに過大であると認められる場合（下記①参照）、当該過大な利益については、指定管理者は、山口県と協議の上、下記②の中から適当な方法を選択し利益を還元するものとする。

① 過大な利益の額の算出方法

（算式）過大な利益の額（＜0の場合は0）＝A－B×0.2

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額（経営努力により生じた利益の認定は、指定管理者が自らその根拠を示すものとする。）

B：利用料金の収入総額（光熱水費など実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。）

② 利益還元の方法

ア 後年度における欠損金の発生に備えた内部留保（基金の積立等の方法により、業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、県へ納付。）

イ 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施

ウ 当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額

エ 県への納付

③ 指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益

指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、上記②の取扱いに準じ、指定管理者は利益を還元することとする。

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法による。

(3) 交付時期

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。

四半期ごとの概算払いとし、支払い時期や方法は、別途「協定」において定める。

(4) 収支報告

会計年度終了後、60日以内に収支報告を行うこと。

(5) 経理規定

指定管理者は経理規定を定め、他の業務と区分して経理事務を行うこと。

(6) 現地検査

山口県は、必要に応じて、施設、各種帳簿等の現地検査を行う。

4 事業報告等の作成

(1) 事業計画書等の作成

指定管理者は、毎年度、事業計画書を作成すること。詳細については、別途「協定」で定める。

(2) 事業報告書の作成

指定管理者は、毎会計年度終了後、事業計画書を作成し、山口県に提出することとする。また、毎月、業務報告書を作成し、山口県に提出することとする。

事業報告書及び業務報告書（以下、「業務報告書等」とする。）の書式、提出時期等は、別途「協定」において定める。

(3) 事業評価業務

指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者等の意見やニーズを把握するとともに、自然保護・野生動植物関係の行政機関や団体、学識経験者等の意見を聴取し、管理運営に反映させるよう努めることとする。

なお、施設の管理運営に関しては、数値目標を設定し、業務終了後に自己評価を行い、その結果を事業報告書（年度末報告書）にまとめ、山口県に提出することとする。評価項目は、別途「協定」において定める。

(4) 県が実施するモニタリング

県は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書等により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行う。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、県は是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

5 協定

県と指定管理者は、協議に基づき協定を締結する。協定は指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施にかかる事項を定めた「年度協定」を締結する。

(1) 包括協定において定める事項

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 事業計画書に関する事項
- ⑤ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 情報公開に関する事項

- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑨ リスク分担に関する事項
 - ⑩ その他県が必要と認める事項
- (2) 年度協定において定める事項
- ① 当該年度に県が支払う指定管理料に関する事項
 - ② その他県が必要と認める事項

6 管理体制

- (1) 自然観察公園の管理業務について、総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して自然観察公園を代表する管理責任者（園長に相当する職）を指定すること。
- (2) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態に応じた適正な人数の職員を配置するため、必要な有資格者や経験者等適正な職員配置に努めるとともに、各種業務における責任体制を確立すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に十分応えられるものとする。
- (4) 研修等の実施
職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

7 物品管理

- (1) 指定管理者が指定管理料又は利用料金収入で購入した物品は、原則として指定管理者の所有に属する。
- (2) 指定管理者は、県から無償で貸付された備品について備品台帳を備え、管理及び整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく県に報告すること。

8 リスク分担

- (1) 県と指定管理者のリスク分担は、おおむね別表3「リスク分担表」のとおりとし、詳細は、県と指定管理者が締結する協定において定める。
なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとする。
- (2) 自然観察公園の開園日、閉園日及び開園時間における山口県と指定管理者の間の連絡体制を確立すること。
- (3) 事故・火災等による施設・備品の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限とな

るよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告するものとする。

- (4) 県は、指定管理者の行為が原因で発生した損害について利用者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- (5) 施設に対する火災保険は県の責任で付保するが、施設賠償責任保険等については、指定管理者が加入すること。なお、保険範囲については別途「協定」で定める。

9 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託することは禁止する。なお、保守点検業務、維持修繕業務等については、県の承諾を得た上で委託すること。

(2) 報告・調査・指示への対応

県は、自然観察公園施設の管理の適正を期すため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする。

(3) 指定の取り消し

指定管理者が県の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(4) 個人情報の保護と情報公開

- ① 業務上知り得た個人情報については、山口県個人情報保護条例（平成 13 年山口県条例第 43 号）により、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要がある。

また、自然観察公園の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。

- ② 県民が利用する公の施設の管理であることを認識し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）により、その保有する情報（自然観察公園の管理業務に係るものに限る。）の公開に関する規程を定め、これに基づき情報を公開するよう努めること。

(5) 文書の保存・管理

自然観察公園の管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等については、山口県公文書取扱規程（昭和 28 年山口県訓令第 21 号）等に準じて、別途文書の管理に関する規程を定め適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡すこと。